



見て！聞いて！

令和6年度 第3号
令和6年6月26日発行
北海道教育庁十勝教育局
キャリアプランニングスーパーバイザー
（進路相談員）：八幡 裕樹子

7月1日から、求人票が公開！

いよいよ7月1日から、高卒求人の求人票の公開が始まります。求人票には、就職受験先を選定するための判断基準となる情報が記載されています。見慣れない用語が多く、分かりにくい部分もあるかもしれませんが、不明な点はそのままにせず、まずは自分で調べましょう。それでも分からない場合は、先生に質問するなどして理解を深めてください。

最も注目すべき「仕事の内容」の欄がありますので、しっかりチェックしましょう。自分がやりたい仕事なのかなどを十分に考えてみるのが大切です。また、応募前の職場見学の可否も記載されています。可能でしたら是非見学し、仕事の内容や職場の雰囲気などを感じてみてください。

企業研究！ ～詳しく調べましょう～

外部の催しを利用

高校生を対象とした合同説明会やセミナーなどが開催されます。各学校に詳しい案内が届いています。

ホームページ閲覧

求人票には載っていない情報が出ている可能性が高く、より業務内容を詳しく調べる事が出来ます。

企業見学をする

求人票で「応募前職場見学可」の企業には、実際に訪問しましょう。働くイメージがしやすくなります。



多くの高校生は有名な企業に目が行きがちです。ですが、高校生が知らない優良企業も沢山あります。最初から希望を狭く持っている、望みの求人がない場合もあります。まずは幅広い業種、職種に目を向けて仕事調べをしましょう。新しい発見があるかもしれません。

どのように動けば良いか分からない、進路選択に不安があるという人は、ひとりで抱え込まずに担任の先生や進路指導の先生、進路相談員に相談しましょう。進路相談員の面談を希望する場合は、進路の先生に申し出て下さい。いつでも、どんなことでも生徒の皆さんと一緒に考え、解決の糸口を探ります。それぞれの学校に進路相談員が訪問しますので、生徒の皆さんは自分の学校で個別相談の「キャリアカウンセリング」を受けることができます。また、ご要望によりオンライン（Zoom）での面談や面接練習も可能です。

求人票の基本的な用語を確認しよう！

□ 「事業所名」

・正式な会社の名前です。小売業等では店舗名と異なる場合もあります。

□ 「所在地」「就業場所」

・所在地とは会社の住所で、実際に働く場所は就業場所になります。所在地、就業場所、選考場所が同じとは限らないので、注意が必要です。また、通勤時間・通勤方法も考慮しましょう。

□ 「事業内容」「会社の特徴」

・主な仕事の内容・特徴が記載され、会社のアピールポイントです。パンフレットやホームページ等でも詳しく調べましょう。

□ 「雇用形態」「試用期間」

・正社員は直接雇用で、期間の定めがないフルタイムです。また、試用期間中は条件が異なる場合があります。正社員以外には契約社員や派遣社員、パート社員などがあります。

□ 「仕事の内容」

・採用後に任される仕事内容、将来見込まれる仕事内容、入社後の職種間に異動があるかを確認しましょう。

□ 「加入保健等」

・「雇用」...失業した場合などで支給されます。
・「労災」...業務上の病気やケガなどで支給されます。
・「健康」...業務外の病気やケガなどで支給されます。
・「財形」...貯蓄制度で、税金面で優遇されます。
・「厚生」...老齢、障害、死亡などで支給される年金です。
・「退職金共済」...退職金のために企業が社外に預金を積み立てる制度です。

□ 「賃金等（現行・確定）」

・「現行」の場合はまだ決定しておらず、実績賃金が参考として記載されています。
・「確定」の場合は、採用予定者の賃金が既に決まっています。
・月額で表示されている金額から、税金や社会保険料が引かれた額で手元に入るお金が「手取り額」になりますので、注意してください。

□ 「固定残業代」「固定残業代に関する特記事項」

・一定の時間外労働分を定額で支払う制度で、何時間分なのかなどを特記事項で確認できます。あらかじめ定めているということは、その程度の残業はあるものと捉えましょう。

□ 「手当」

・住宅手当や資格手当など、基本給の他に支給されるもので、企業によって内容は様々です。

□ 「賞与」

・ボーナスのことで、前年度の実績が記載されており、業績によって変動することがあります。

□ 「就業時間」

・一定期間の労働時間が変則的な「変形」や複数の時間帯で勤務する「交替制」などの場合、面接などで詳細を確認するといいいでしょう。

□ 「時間外勤務」

・早出出勤や残業のことで、忙しい時期によって残業時間に差がある場合があります。

□ 「休日等」

・週休二日制の場合は、一ヶ月の間に週二日の休みがある週が1回以上あるということで、必ず週二日の休

みがあるとは限りません。毎週二日の休みがある場合を完全週休二日制と呼びます。その場合も土日が休みとは限りません。

□ 「有給休暇」

・給料の支払いを受けられる休日のことです。取得実績は別の項目【青少年雇用情報】の「職場への定着促進に関する取組の実施状況」で確認することができます。

□ 「複数応募」

・11月1日以降に併願が可能かどうか記載されています。不可の場合は、選考開始1回目の試験日で応募受付を終了することがあるので、注意しましょう。

□ 「応募前職場見学」

・応募を決める前に、職場見学を受け入れている場合は、その機会を利用しましょう。書類やインターネットで集めた情報以外の気づきが見つかるはずです。職場の環境や働いている人の様子で発見したことは、企業選定に生かれます。



用語解説